

会議録（2020年度 第3回愛知県事業評価監視委員会）

- 1 日 時 2020年10月30日（金） 午後1時30分～午後4時30分
- 2 場 所 愛知県庁本庁舎6階 正庁
- 3 出席者
（委員） 阿部委員、大橋委員、小川委員、加藤委員、平松委員、
藤森委員、前田委員、山崎委員
（県建設局） 建設局技監、道路維持課担当課長、道路建設課担当課長、
建設企画課担当課長 他
（県農林基盤局） 農地整備課長、森林保全課担当課長、農林総務課担当課長 他
- 4 会議次第
 - （1）開会
 - （2）議事
 - ①第2回委員会 会議録の確認について
 - ②第2回委員会 修正評価調書の確認について
 - ③対象事業の審議について
【再 評 価】道路事業 1事業、農業農村整備事業 4事業、
林道事業 1事業
 - ④道路・街路事業の事業評価マニュアルの改定について
 - （3）閉会

1 第2回委員会 会議録の確認について

特に意見なし。

[結論] 会議録について了承する。

2 第2回委員会 修正評価調書の確認について

①街路事業：都市計画道路名古屋半田線（東海東浦工区）

事務局から、修正箇所を説明。

特に意見なし。

[結論] 修正評価調書について了承する。

②道路事業：主要地方道名古屋江南線（一宮工区）、一般県道宮上知立線、 主要地方道東三河環状線（石巻本町・当古工区）、 一般県道須美福岡線、一般国道473号（岡崎額田バイパス）、 主要地方道東三河環状線（石巻・牛川工区）

道路建設課から、修正箇所を説明。

特に意見なし。

[結論] 修正評価調書について了承する。

3 対象事業の審議について

【再評価】

(1)道路事業

①道路事業：一般国道419号（四郷拡幅）

道路建設課から説明。

[委員] 事業費が大幅に増額となっているが、事業区間を追加した理由については「関係機関の協議により」としか書かれていないため、もう少し丁寧に説明すべきである。

[県] 土地区画整理事業の進捗などを踏まえて警察と協議した結果、与茂田交差点を事業区間に追加することとした。土地区画整理事業の進捗が当初の予定よりも早く、与茂田交差点を事業区間に追加しないと、本事業の目的である渋滞緩和の整備効果が十分に発現されない。

- [委員] 与茂田交差点を事業区間に追加しないと整備効果が十分に発現されないくらい、周辺環境の変化が生じていることを丁寧に説明すると良い。
可能であれば、定量的に説明できるとより良い。
- [委員] 計画交通量が1400台/日増えたのは、事業区間を追加したことによるものか。
- [県] 計画交通量については、事前評価時はH17センサスベースのデータを用いていたが、今回の再評価ではH22センサスベースのデータを用いている。計画交通量の差は、交通量推計に用いたデータの更新によるものである。
- [委員] 費用対効果分析結果の3便益のうち、特に走行時間短縮便益について、与茂田交差点の北側の交通状況を考えるとあまり増加していないことが疑問である。東海環状自動車道豊田藤岡ICへのアクセス道路ということだが、豊田市街地と旧藤岡町を結ぶ幹線道路であり、豊田藤岡IC周辺の人口も増加している。豊田市街地と旧藤岡町との間の交通量が増え、渋滞が悪化したという説明の方が良いと感じる。
- [県] 走行時間短縮便益については、交通量推計の手法上、今回追加する事業区間を含む便益として効果を算出できない。
- [委員] 都市計画はいつ決定され、与茂田交差点より北側はどこまで4車線の計画になっているのか。
- [県] 都市計画決定については、2000年度に今の計画に都市計画変更されており、豊田藤岡ICより少し北まで4車線で都市計画決定されている。
- [委員] 都市計画決定については、了解した。
渋滞の悪化は、土地区画整理事業の要因もあると思うが、事業区間を追加した理由として、豊田藤岡IC周辺からの交通量が増加した説明の方がより良いと思う。
- [県] 土地区画整理事業の進捗が想定より早く進んだことが、今回の事業区間の追加の大きなポイントと考えている。
- [委員] それは良く分かるが、北側に事業区間を伸ばした理由になるのか。土地区画整理事業は南側で行われており、土地区画整理事業だけで説明しない方が良いのではないか。
- [県] 事業区間に追加した与茂田交差点の改良は、北側に直進レーンが追加され、

南側には左折レーンが追加され、東側と西側にはそれぞれ右折レーンが追加される。必ずしも北側からの交通だけではなく、土地区画整理事業区域に向かう様々な方向からの交通にも大きな効果がある。

[委員] 評価調書について、土地区画整理事業の進捗状況や、豊田藤岡 IC 周辺の状況変化など、必要性の変化を丁寧に記載すること。

定量的な効果については、今後より精査し、事後評価では整備効果を検証していただきたい。

[県] 承知した。

[結論] 評価調書（案）を修正することを条件に、対応方針（案）を了承する。

（２）林道事業

①費用対効果の算出方法

森林保全課から説明。

[委員] 森林整備経費縮減便益について、森林整備促進便益の中の環境保全便益に炭素固定便益があるが、どのように算出するのか。

[県] 森林内の樹木内に固定される炭素量と、森林の土壌内に固定される炭素量を求めて算出するもので、林野庁が示すマニュアルに位置付けられている。しかしながら、今回の審議対象である上新戸黒淵線では、便益の対象としていないため、詳細については不明である。

[委員] 次回の機会に説明をお願いします。

[県] 了解した。

②林道事業（過疎山村地域代行林道事業）：上新戸黒淵線の審議

森林保全課から説明。

[委員] 長期化の理由について、工事の進捗とともに工事箇所が山間奥地となり、軟弱な地盤や岩盤が出現した結果、擁壁工や法面保護工が必要となったとあるが、当初から予想出来たのではないか。上新戸黒淵線で発生した想定外の理由は何か。

[県] 林道は、山を削る土工中心で開設する工事であり、当初に想定出来なかった軟弱な地盤や岩盤の出現が、林道工事の進捗に与える影響は大きい。多くの林道において想定外の土質が工事の進捗に影響を与えている。

この路線では、当初、想定出来なかった岩盤などによる影響が大きいと考えている。

[委員] 今回、当初 10 年の計画を 19 年に延長しているが、林道事業において、事業期間を延長することは、よくあることなのか。

[県] 林道事業では、事業期間が延びる傾向にあると考えている。

山間地では、土地の所有や境界に関する問題が多く、その調整に時間を要すことにより、事業期間が延びることも多い。

[委員] 事業着手前に、それら要因すべてを見込んで計画することは出来ないのか。

[県] 林道の全体計画では、概ねの線形で地元等との調整を行い、事業に着手している。このため、地形的な要因や土地所有の問題などにより、全体計画で示した線形とは異なる場所に変更せざるを得ない場合もあり、すべての要因を見込むことは困難であるとする。

[委員] 事業期間の延長の要因が、地盤等の地形的要因であるならば、具体的事例で説明した方がより分かりやすいのではないのか。

[県] 承知した。長期化の理由を修正する。

[委員] 事業採択時と再評価時の効果について、木材生産便益と森林整備経費縮減便益の金額が大幅に変わっているが、その理由は何か。

[県] 林野庁のマニュアルの改正が平成 26 年度にあり、前回再評価は平成 27 年度であったことから改正後のマニュアルに沿って便益を算出したためである。

[委員] 本事業では、森林整備経費縮減便益として、どのような便益を計上しているのか。

[県] マニュアルに基づき、洪水防止便益、流域貯水便益、水質浄化便益及び土砂流出防止便益を計上している。

[結論] 評価調書（案）を修正することを条件に、対応方針（案）を了承する。

(3) 農業農村整備事業

①費用対効果の算出方法

農地整備課から説明。

特に意見なし。

②農業農村整備事業（地盤沈下対策事業）：八開地区

農地整備課から説明。

[委員] 本地区において、用水量の減少により、実際に作物生産量がどれくらい減少しているのか。効果算定マニュアルに基づいて算定した結果、事業による効果が見込まれることになっているが、事業を実施せずとも現状において、作物の生産がそれなりに可能なら事業の必要性はあるのか。

[県] 作物の減産量は、国の効果算定マニュアルに基づき算出しており、事業の実施により、十分に用水が供給された場合の「事業ありせば」の状態と、事業を実施せずに用水が供給出来なくなり、降雨のみで作物生産した場合の「事業なかりせば」の状態を比較している。また、生産する作物は、陸稲に切り替わるなどと想定し、約9割の減産と算出している。国の補助事業として採択を申請する際に、この内容により審査を受けて、認められている。

[委員] 「事業なかりせば」の設定に疑問を感じるが、そういう基準になっているということか。

[県] そのとおりである。

[委員] 事業期間を延長する地区が多く見受けられるが、事業に着手する時点で、延長要因を見込んだ事業期間とすることは出来ないのか。

事業期間を延長したことで、事業効果が低下するという算定結果にはなっていないが、事業期間を延長すると、効果の発現時期が計画より遅れ、生産者が計画どおりの生産が何年も出来ないことは重大なことだと思う。

これまでは、事業期間を延長することについて、地区毎に考察してきたが、事業全体として平均的な延長期間を設定し、事業着手時に事業期間に加えるなどしないと、同じことが繰り返されると思われるため、そのような方法を検討すべきではないかと思う。

[委員] 事業着手時の事前調査には、費用がかかり、その調査自体の効果は表しにくいですが、費用と効果のバランスがとれる範囲で、より詳細な事前調査を実施することも出来るのではないかと。

[県] 事前調査の実施内容や水準については、国の基準があり、その範囲内で実施している。事前調査や地元で状況確認を行った結果をもとに、最も条件が悪い箇所のデータを用いて事業計画を立てるが、本地区を含め、事業が進む中で、当初の想定以上に不利な状況が生じることもある。今後は、事業着手後の早い段階で、当初に想定した最も条件が悪い箇所の状況を確認することなども検討していきたい。

[委員] 本委員会で審議を行う地区は、本日の審議地区も含め、事業期間を延長している場合が多いが、農業農村整備事業において、事業期間を延長する地区の割合はどの程度か。

[県] 数字を確認していないが、印象としては半分程度ではないかと。
特に、事業費や実施区域の規模が大きい地区ほど延長することが多く、小規模な地区は延長せずに完了する傾向にある。

[委員] もっと詳細な調査ができるように国に要望をした方が良く考える。

[結論] 対応方針（案）について了承する（ただし、光西地区とあわせて、評価調書（案）を修正する。）。

③農業農村整備事業（特定農業用管水路特別対策事業）：光西地区

農地整備課から説明。

[委員] 進捗状況に示されている達成率について、延長ベースでは71.2%だが、事業費ベースでは51.2%となっている。残りの延長から考えると事業費が余る気がするが、それでも事業費を増額変更しているのはなぜか。

[県] 事業費の残額の大小に関わらず、毎年、物価変動に合わせて事業費を改定することになっているため、増額変更している。
しかし、実際は事業費が予定よりも低減できており、今後も、同様の傾向で事業を進められると考えている。最終的にコスト縮減により予定と実績に差額が生じた場合には、その金額は使わずに事業費を減額して事業完了する。

[委員] 費用対効果分析結果の効果に計上されている水源かん養効果について、水源というと河川の上・中流域であれば分かるが、本地区で計上できるのか。

八開地区も同様だが、地理的な要素を踏まえたうえで、地下水が増えることに対する効果なのか。

[県] そのとおりである。国の効果算定マニュアルでは、どの地域でも計上できるものではなく、地盤沈下地帯など、特定の地域において計上できる効果となっている。本地区と八開地区は、全国有数のゼロメートル地帯の海部地域に位置するため計上している。

[委員] 国のマニュアルでは、水源かん養効果という名称になっているかも知れないが、実質的には地盤沈下防止効果ではないかと思う。

水源かん養効果に地下水のかん養・保全が含まれているのであれば評価調書に地下水を保つ効果であることが分かるように付記してはどうか。

そうしないとB/Cが1を上回るように効果を上積みしているように思われかねない。地下水を保って地盤沈下を防止する効果を見込んでいるならば、もっと大きな効果を計上できるのではないかとも思う。

いずれにしても水源かん養という表現は分かりづらいので、地下水のかん養効果であることが分かるように付記してはどうか。

[県] 光西地区、八開地区ともに、地下水のかん養効果であることが分かるように評価調書に付記する。

[結論] 評価調書（案）を修正することを条件に、対応方針（案）を了承する。

④農業農村整備事業（たん水防除事業）：新清須地区

農地整備課から説明。

[委員] 費用対効果分析結果について、今回は事前評価時に比べて要因が3割を超えて変化していないうえに、事前評価時の費用対効果が1.0を大きく超えているため、再算定していないとのことだが、要因が3割を超えて変化していないという判断はどのようにしているのか。

[県] 費用対効果を再算定する基準としては、事業費と受益面積の3割以上の変化であるが、受益面積については、事前評価時から変化していない。また、事業費の増額要因については、労務資材費の増、仮設等の工法変更による増となっている。その内訳は労務資材費の増が1.8億円、仮設等の工法変更による増が1.2億円となっており、3割を超えていない。

[委員] 了解した。

[結論] 対応方針（案）について了承する。

⑤農業農村整備事業（たん水防除事業）：新天白地区

農地整備課から説明。

特に意見なし。

[結論] 対応方針（案）について了承する。

4 道路・街路事業の事業評価マニュアルの改定について

道路維持課から説明。

[委員] 無電柱化単独事業として実施するとの説明だが、もし他の事業と一緒に
行う場合、例えば歩道拡幅などと一緒に事業を行う場合は、どのように評
価するのか。

[県] これまでと同様に、交通安全対策事業として評価する。

[委員] それにより点数が変わることはあるのか。

[県] 点数は変わらない。

[委員] 名古屋津島線の評価例について、地震・津波対策の強化、集約型まちづ
くりと良質な生活空間の創出とあるが、交通安全対策の評価をしなくて良
いか。

[県] 名古屋津島線には、すでに歩道があり、交通安全としては評価を行わ
ない。

[結論] 事業評価マニュアルの改定について了承する。